

日振動ばく露量A(8)の計算テーブル

- (使い方) 1 振動工具(チェーンソーを含みます。以下同じです。)への表示、取扱説明書、振動工具の製造者等のホームページ等から把握した「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」 a (m/s^2)を「(1) 周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値 a (m/s^2)」に入力してください。
(例) 「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」 a が2.5 (m/s^2)の場合、「2.5」と入力してください。
- 2 振動ばく露時間を「(2) 振動ばく露時間」に入力してください。
(例) 2時間30分の場合、「時間」に「2」、「分」に「30」と入力してください。
- 3 1及び2を入力することによって、個々の振動工具の日振動ばく露量A(8)が「(3) 個々の日振動ばく露量 A(8) (m/s^2)」に表示されます。
- 4 1日に複数の振動工具を使用する場合、「振動工具1」～「振動工具6」の(1)及び(2)に上記1及び2のとおり入力してください。
合計の日振動ばく露量A(8)が「(4) 合計の日振動ばく露量に日振動ばく露量A(8) (m/s^2)」が表示されます。

	(1) 周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値 a (m/s^2)	(2) 振動ばく露時間		(3) 個々の日振動ばく露量 A(8) (m/s^2)
		時間	分	
振動工具 1				0.0
振動工具 2				0.0
振動工具 3				0.0
振動工具 4				0.0
振動工具 5				0.0
振動工具 6				0.0
(4) 合計の日振動ばく露量A(8) (m/s^2)				
A(8) =				0.0

日振動ばく露量A(8)の考え方などに基づく作業管理

- 「(4) 合計の日振動ばく露量A(8) (m/s^2)」に表示された日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値である5.0 (m/s^2) を超える場合、以下の①に表示された事項などを遵守してください。
- 「(4) 合計の日振動ばく露量A(8) (m/s^2)」に表示された表示された日振動ばく露量A(8)が、日振動ばく露限界値(5.0 (m/s^2))を超えない場合であっても、日振動ばく露対策値である2.5 (m/s^2) を超える場合、以下の②に表示された事項などを遵守してください。
- 日振動ばく露限界値(5.0 (m/s^2))に対応した1日の振動ばく露時間(振動ばく露限界時間)が、2時間を超える場合、以下の③に表示された事項などを遵守してください。

①

②

③

上記の「日振動ばく露量A(8)の考え方に基づく作業管理」を含めた振動障害予防対策につきましては、

(1) 「チェーンソー取扱い作業指針について」(平成21年7月10日付け基発0710第1号)

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-50/hor1-50-26-1-0.htm>

(2) 「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について」(平成21年7月10日付け基発0710第2号)

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-50/hor1-50-27-1-0.htm>

などに示されています。